

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年5月8日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒063-8612 札幌市西区琴似2条7丁目
札幌市西区市民部総務企画課庶務係（電話011-641-6921）
メールアドレス nishi_shomu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 案件名

西区公用車用自動車借受【リース：単価契約（月額）】

(2) 借受台数

1台

(3) 借受物品の仕様等

入札説明書による。

(4) 借受期間及び納入期日

ア 借受期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日まで（60か月）

ただし、本調達に地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

イ 納入期日

令和7年7月1日（火）

(5) 借受場所

札幌市西区役所車庫（札幌市西区琴似2条7丁目）

(6) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 告示日から起算して過去5年以内に、本市その他の官公庁と同種（自動車の複数年借受）の履行実績を有する者であること。

4 入札説明書の交付方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/nishi/keiyaku/ippan.html>

5 入札書の提出場所等

- (1) 提出場所及び提出方法
上記1の場所に持参又は送付により提出すること。
- (2) 入札書の受領期限
令和7年5月19日（月） 11時55分（送付の場合は必着のこと。）
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年5月19日（月） 12時00分
札幌市西区役所4階 第4会議室（札幌市西区琴似2条7丁目）

6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額（月額）を一年間に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）の場合は翌開庁日）までに、納付又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札、札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に反する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する（事後審査方式）。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に上記1の契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。